

速報

平成29年3月17日

(公社)埼玉県宅地建物取引業協会
埼玉東支部会員 各位

(公社)埼玉県宅地建物取引業協会
埼玉東支部支部長 榎本隆雄

八潮南部三地区の地区計画(165㎡規制)の規制緩和の請願が採択されました！

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、表記の件でございますが、本請願は昨年12月の建設水道常任委員会で継続審議となり、再審議の結果採択がなされ、本日の八潮市議会にて賛成多数にて採択されました。

これで、南部三地区の建築物の最低敷地面積165㎡は緩和される「方向」になります。「方向」と表現したのは、請願は採択されたからと言って、拘束力があるものではなく、願意・要望の実行が保証されるものでは無いからです。しかし、議会が採択したということはとても重要で、今後の議会で処理の経過及び結果の報告を請求することができ、議会、執行機関双方に実現の努力をするようになります。

今後の流れですが、八潮市役所の答弁では「この請願を重く受け止め、地権者より規制緩和の意見聞き取りをし、容積率の見直しなども含めて規制緩和を検討していく」と述べております。そのため実際に規制が緩和されるまでにはまだまだ時間がかかると思います。

会員皆様におかれましては、南部三地区内の地権者に対して、このような規制緩和の請願が採択された事をお知らせ下さい。そして八潮市役所から意見聞き取りが来た際に、規制緩和を賛成されるよう、働きかけをお願いします。

今回の議会への請願には会員様はじめ、多くの方々の協力があったからこそ採択されました。ご協力感謝致します。特にこの請願に賛同し、紹介議員になって頂きました八潮市議会「民政クラブ」、「自民クラブ」には感謝致します。ありがとうございました。

尚、提出した請願書類は支部ホームページの「会員専用」ページにて参照出来ます。今後とも、会員皆様の当支部へのご協力を宜しくお願い申し上げます。

敬具